

平成29年2月定例会 総括審査会

古市三久議員

委 員	古市 三久
所 属 会 派 (質問日現在)	民進党・県民連合
定 例 会	平成29年2月
審査会開催日	3月15日（水曜日）



古市三久委員

まず初めに原発事故について聞く。福島第一原発事故から6周年の前日に、政府は首相官邸で復興推進会議と原子力災害対策本部の合同会議を開き、浪江町と富岡町に出していた避難指示の解除を決定した。しかし、現実には今なお12万人が避難生活を送っている。廃炉作業が続く1Fが立地している双葉町と大熊町では、いつになったら避難指示を解除できるのか、めどさえ立たない状況にある。

民間シンクタンク、日本経済研究センター（J C E R）が新たにまとめたレポート「エネルギー・環境選択の未来 福島原発事故の国民負担」を発表した。それによると、廃炉、汚染水処理、除染、賠償を合わせた事故処理費用の総額は最大で70兆円と、政府の見積もりの3倍以上に達する可能性があると書かれている。若い世代を中心に、たとえ避難指示が解除されても帰還しない人がふえているとされ、1F周辺の再生、復興は事故当初の予想よりはるかに困難な現実も浮かび上がっているのが、双葉郡、本県の現実ではないか。

原子力緊急事態宣言についてだが、2011年3月11日16時36分、東京電力福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項第2号の規定に該当する原子力災害の拡大の防止を図るため応急の対策を実施する必要があると認められ、同条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発せられた。今も緊急事態宣言が発令中である。

しかし、この法律の中で、緊急事態を脱したらすぐに原子力緊急事態宣言を解除する決まりがある。2011年4月27日、首相官邸の災害対策ホームページには一般人の被曝線量を年間20mSv以下と定めた内容が掲載された。福島原発事故は緊急事態であったので、I C R P（国際放射線防護委員会）の勧告に基づいた基準となった。緊急事態宣言が発令されている間は、仕方なくこの基準を認めるものだったと思う。福島原発からは大量の放射性物質がいまだ漏れ続けているが、収束のめどはまだ立っていない。

そこで、県は福島第一原発の緊急事態宣言が継続している中で県民の安全をどのように考えているのか。

危機管理部長

緊急事態宣言中の県民の安全については、敷地境界における追加被曝線量が、目標値である年間1mSv未満となっていはほか、発電所内及び発電所周辺に設置しているモニタリングポストやダストモニタでも、現状において影響を与えるような有意な変動は確認されていない。

古市三久委員

そういう状況にあるのであれば、解除できる状態も想定できるのではないかと思うが、解除できない理由についてどのように考えるか。

危機管理部長

緊急事態宣言の解除については、原子力災害対策特別措置法第15条第4項において、原子力災害の拡大の防止を図るために応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときに解除するとされている。

古市三久委員

応急の対策をする必要がない事態とはどのような事態と考えているのか。

危機管理部長

緊急事態宣言の解除については、住民の避難や原子力事業所の施設の応急・復旧等の実施状況等を踏まえて、総合的な見地から解除を行うかどうかを判断するとの政府見解が示されている。

古市三久委員

今、2つの理由があった。それはいつごろ、どのような状態になったら実現できると考えているか。

危機管理部長

応急・復旧の実施状況とは、いわば廃炉の状況によるものと思う。その点については、政府が総合的に判断するものと思う。

古市三久委員

冷温停止になり収束宣言をした。私は冷温停止になったということは応急措置になったと考えている。つまり、冷温停止になんて県は応急措置にはなっていないとの理解でよいか。

危機管理部長

現在の福島第一原子力発電所の現状を考えると、炉の中のリスク、汚染水、滞留水のリスクはまだ中にとどまっている。今、そこを閉じ込めるに全力を挙げている。安全に滞留水を抜き出しているが、デブリも含めて内部のリスクを低減させて、それが外部に影響を与えないというときをもって、総合的に判断されるのではないかと考える。

古市三久委員

デブリを取り出すことは何十年も不可能と考える。したがって、デブリの状況を考えて緊急事態宣言の発令を解除することは理屈に合わないと思う。今ほどの説明は、建屋周辺にある地下水や汚染水が漏れずに管理できる状態のことだと思うが、それはつまり、凍土壁が完成して外側から地下水も含めて入らないようになり、中の水だけを冷却して管理させる状態と考えてよいか。

危機管理部長

凍土壁が完成しても凍土壁はサブドレン、地下水ドレンとセットで地下水を管理しようとするものであり、外側から入る量が少なくなったとしても、そこにある汚染水のリスクは存在するので、凍土壁の完成だけではなく滞留水、汚染水、デブリのリスクが相当程度外部に影響を与えない程度に除去されてくることが必要ではないかと思う。

古市三久委員

オリンピック誘致の際に安倍首相がアンダーコントロールと発言した。その発言と今ほどの部長答弁はどのような関係

になるか。

危機管理部長

安倍首相は、あの当時、海側の遮水壁等が完成した後だったと思うが、外に影響を与えてることに対して外部に影響はない、閉じ込めているという意味でアンダーコントロールと発言したと承知している。今リスクはそこにある、それを閉じ込めて、外部に影響は与えていないが、1Fにはまだリスクがあるということではないかと思っている。それを閉じ込めておいて、いつまでもそれを置いておくわけにはいかないので、それをきちんと影響のないように除去する、保管する、別の安全な場所に持っていくことがリスクの低減につながっていくと思う。外部への影響とそこにあるリスクは別の考え方であると思う。

古市三久委員

いずれにしてもデブリは何十年も残るため、危険性はずっと継続する。部長の説明によれば、廃炉には40年かかると言われているので緊急事態宣言は40年間解除されない理解になる。県民の生活の安全・安心から考えて、果たしてそれでよいのかという問題がある。汚染水やデブリの問題などあるが、一つ一つなるべく早く解決して緊急事態宣言を解除できる体制をしっかりとつくっていくべきだと思うので、今後も政府、東京電力に申し入れてほしい。

次に、福島第一原発から大気中に放出されている放射性物質の量についてである。インターネットや文献等によると、双葉郡では昨年7～11月でも1km²当たり月間平均2億2,000万Bq/kgの放射性セシウムがホールアウトしていると言われている。事故前は同基準で1万Bq/kgだったと言われている。体に影響はないと部長も説明していたが、依然として放射性物質は出ており、日常的に放射性物質に襲われる状況になっている。

そこで、福島第一原発から大気中に排出されている放射性物質の量は、事故前と比較してどのようにになっているか。

危機管理部長

委員が指摘した数値については承知していないため、敷地境界における数値で述べる。福島第一原発における放射性物質の大気中への排出については、事故前はクリンプトンなどのガス状の放射性物質が排出されており、事故後はこれらに加えてセシウム等が排出されているが、現在、その影響は敷地境界における追加被曝線量の目標値、年間1mSvに対して年間0.00031mSv未満と評価されている。

古市三久委員

1mSvという範囲内にあるので、体に影響はないということだと思う。ただ、事故によって放射性物質が排出されているのは間違いない。今後、1～3号炉の工事が始まり、また放射性物質が大気中に放出されることも想定されると思う。工事の進め方について、覆いをしながら工事を行うよう東京電力に求める必要があると思うが、どうか。

危機管理部長

現状で敷地境界においては、年間1mSvという目標に対して0.00031mSv未満、原発及び原発周辺に配置しているダストモニタ、モニタリングポストの値も影響を与える変動はない。そのため、今我々が東京電力に求めているのは、工事によってこれ以上放射性物質を拡散させないことであり、原子力規制庁の言葉をかりれば、「工事に当たって、飛散防止剤を内に打つ」という対策を講じて、外部の影響、特に避難が解除される中で県民の不安を招かないように、しっかりと安全を守るための対策を講じるよう常に申し入れを行っている。

古市三久委員

デブリの取り出しについて聞く。安倍内閣は2015年6月にデブリの取り出し計画について、2年後の6月をめどに号機ごとの燃焼デブリ取り出し方針を決定すると発表しているが、既に発表時期まで半年を切っている。方針決定が6月になるのか、夏になるのかわからないが、予定どおり決定されると考えているか。

危機管理部長

燃料デブリの取り出しについては、現場の線量が高いことや炉内の状況を詳細に把握する必要があるなどの課題があるが、本県の復興のため、課題を一つ一つ解決し廃炉をなし遂げるべきであり、取り出し方針の決定が適切になされるよう求めていく。

古市三久委員

そういうことを求めてほしい。現実的に可能なのか疑問は残るが、早くやらなければならぬ問題ではないと思っている。県民の安全と作業員の安全を確保するために、どのような方法が一番よいかを検討して、しっかりと対策した上で、決定時期を決めてほしい。

次に、福島第二原発の免震重要棟の耐震性について聞く。東京電力は2月14日に柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟が当初想定した震度7級の地震に耐えられないおそれがあることを明らかにした。福島第二原発の免震重要棟の耐震性は、新規制基準に適合しているのか。

危機管理部長

福島第二原発の免震重要棟の耐震性については、今後のプラントの扱いが決まっていないため、現時点では東京電力は新規制基準に対する免震重要棟の評価を行っていない。

古市三久委員

評価を行っていないとのことだが、現実は恐らく基準に合っていないと思う。以前の基準に基づきつくられていると思うが、それもわからないか。

危機管理部長

耐震基準については、データを東京電力からもらっていないので答えられない。東日本大震災の際にも倒壊等の被害が発生していないことから、一定の耐震性は有していると考えている。

古市三久委員

新潟県中越沖地震を契機に基準をつくったので、それに対応する免震重要棟にはなっていると思う。しかし、東京電力で検討した結果、柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟は適合しないことがわかったので、福島第二原発も同様の実態ではないかと思っている。

わからない、やっていないではなく、どのような実態かを聞いて、県民にそのような点を明らかにすることが大事だと思う。そういうことについても、しっかりと情報を県民に知らせてほしい。

次に、使用済み燃料プールについて聞く。使用済み燃料は原発サイト内の貯蔵プールで管理されている。管理容量があり、その容量が超過した原発は運転ができなくなるとされている。六ヶ所再処理工場で再処理が継続すれば、各サイトから持っていくことができるので超過が避けられる。現状ではそれができないので、なかなか難しい。福島第二原発の使用済み燃料プールの保管容量と現在の燃料の保管数について聞く。

危機管理部長

使用済み燃料プールの保管容量については、1～4号機の合計で1万940体であり、現在の燃料の保管数は1万76体となっている。空き容量は864体である。

古市三久委員

保管容量をオーバーしていないので運転しようと思えば運転できるが、短時間で満杯になるのだと思う。したがって、免震重要棟の問題と使用済み核燃料の保管容量からすると第二原発を運転するにはなかなかハードルがあるということだと思う。その点も含めて県には対応してほしい。

次に、規制庁と東京電力の意見交換会の件について聞く。2016年12月9日に規制庁と東京電力が意見交換会を行い、規制庁が重要な指摘を幾つかしている。

1つ目は、東京電力の設備維持管理体制が機能していないのではないかという点である。所管グループによって、重要度の認識がまちまちになっている。つまり、縦割り組織の弊害が解消されていないので、それをなくすよう指摘を受けている。

2つ目は、監視、管理方法は設備を所管するグループによって大きく異なっており、保全計画もない。つまり、管理されている状態にないのではないか。消火系配管は最後のとりでとされているが、耐震はCクラスであり、点検実績もない。規制庁は重要な設備はきちんと監視すべきだと東京電力に求めている。当然のことであり、県はこうした指摘を検証して県民の安全確保に努めなければならないのではないか。

そこで、平成28年12月9日に行われた原子力規制庁と東京電力との意見交換会で指摘されている事項について、県の考え方を聞く。

危機管理部長

平成28年12月9日に開催された意見交換会において、原子力規制庁は施設の維持管理において縦割りでなく、横串の管理体制を機能させること、高線量下にある重要設備を適切に管理すること、組織内外のコミュニケーションを密にし情報共有を図ることなどを指摘しており、県においても廃炉安全監視協議会で東京電力に同様の申し入れ等を行っているが、引き続き、これらの事項が確実に改善されるよう確認していく。

古市三久委員

調査して改善を求めてほしいのは、耐震がCクラスであるという消火系配管である。県はこれをどうなっているのか調べて、なるべく早い時期に改善するように東京電力に求めていくべきと思うが、どうか。

危機管理部長

委員指摘の消火系配管は、非常に高線量下にあり容易に近づけず、なかなか点検できないと聞いている。それに対しては、東京電力が今後点検計画を立て、放射線防護の措置を講じながら近づいて点検を行う方向で検討を進めると聞いている。県としても重要な施設であるので、確認を継続していきたい。

古市三久委員

しっかりやってほしい。原発は再稼働していなくても重大なリスクがあると言われている。県は福島第一原発及び第二原発の現状のリスクについて、どのように考えているか。

危機管理部長

福島第一原発については、燃料デブリや滞留水などのリスクを抱えており、それらが外部に影響を与えないよう国及び東京電力に求めている。

また、福島第二原発については、原子炉から燃料が全て取り出されており、運転時よりリスクは低いと考えているが、今後とも廃炉安全監視協議会や現地駐在職員により、福島第一原発及び福島第二原発の安全が確保されるよう、引き続き、厳しく監視していく。

古市三久委員

第二原発は原子炉の中の燃料が取り出されているので安全だと答弁であるが、逆である。つまり、圧力容器、格納容器、建屋、そういったものは中に入っているので事故が起きても安全である。燃料プールは外なので何もない。例えばそこが地震で壊れる、電気系統がだめになり冷却ができないことになれば、直ちに放射能が出てきてしまう。使用済み燃料プールをいかに管理していくかがリスク管理である。そこを間違わないようにしっかりと管理するよう東京電力に要望してほしい。

次に、国の避難指示解除における年間積算線量は20mSv以下であり、また避難指示基準も20mSv以下である。先ほど、部長はまだ緊急事態宣言を解除できる状況ではないが、年間1mSv以下であり安全だと述べている。そういうことからすると、我々が平時に被曝する際の基準を年間1mSvにしてもよいのではないかと思うが、どのように考えるか。

避難地域復興局長

国は避難指示解除の要件の一つに、「年間積算線量20mSv以下になることが確実であること」を示しており、通常の生活をしている限り大きな健康リスクは考えられないとする国際的、科学的知見に基づき定められたものと説明している。

県としては、引き続き、国、市町村と連携し生活環境の整備を進め、避難地域の復興に取り組んでいく。

古市三久委員

先ほども述べたが、4月11日に緊急事態宣言を発令し、その際にICRPの勧告により年間20mSvを避難基準とした。解除も20mSvである。チェルノブイリでは、初めは100mSvであったが、1986～1990年の5年間で下げて最後は5mSvにした。それが移住基準になっている。日本も事故後6年が経過しており、本当は20mSvから順次下げて、避難指示の解除基準は5mSvなのか1mSvなのか、平時の基準に変えていかなければならないと思っている。ところが、そうなっていないのが問題である。早く1mSvにするよう国に求めていくべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

解除の基準は年間20mSv以下が確実であることとされているが、住民の安心のためにはできるだけ低いほうがよい。これまで解除された市町村、あるいは解除が決まっている市町村における平均の年間積算線量は5mSv以下となっており、また、これらの地域においても国は長期目標として追加被曝線量が年間1mSv以下になることを目指すとしているので、今後ともそれを堅持し取り組まれるべきものと考えている。

古市三久委員

複合災害時の広域避難をどのように円滑に進めるのか、県の考えを聞く。

危機管理部長

複合災害時における広域避難については、広域避難の考え方、一時集合場所、避難中継所、避難施設等を記載したパンフレットを全体に配布することとし、その経費を市町村に補助している。

発災時には避難先、避難経路の放射線量や道路の状況など、エリアメールやツイッター、防災アプリ、市町村における広報車等のほか、報道機関の協力を得てラジオ、テレビなどのあらゆる広報手段を使って住民に周知し、円滑な避難を進めていく。

古市三久委員

複合災害時に自家用車で広域避難できない住民のためのバスをどのように確保していくのか。

危機管理部長

バスの確保については、県バス協会と締結した協定により原子力災害時の住民輸送について協力を得ることとしており、県バス協会と協議を進めるとともに事業者を個別訪問しているほか、乗務員の防護服やマスク、個人線量計等の資機材の整備や、乗務員に対する放射線防護などの研修を実施している。

古市三久委員

高線量の場所までバスを運転してもらいたいときに、それを言われた運転手が即座に了承するかの問題がある。なおかつ、往復した際の補償の問題など、県はしっかり考えていかなければならない。県職員もそのような場所に行くので、労働安全衛生法などの視点に立って、バスの運転手や県職員、自治体職員の安全をしっかり確保すべきと思うので、しっかり取り組んでほしい。

次に、避難行動要支援者の円滑な避難について、市町村をどのように支援しているのか。

危機管理部長

避難指示解除が予定されている町村を除き、市町村による避難行動要支援者名簿の作成がおおむね完了している。市町村は名簿に基づき作成する個別計画により、自治会等の避難支援者と協力して津波からの高台等への避難や、その後の福祉避難所等への誘導を行うこととしている。

県では、個別計画の策定が進むよう市町村への個別訪問や担当者会議の場で助言を行っているほか、市町村と協力して避難行動要支援者避難訓練を実施し、円滑な避難ができるよう支援している。

古市三久委員

甲状腺検査については、縮小に向けた議論を始めるとの報道がある。また、甲状腺検診を自主検診として検査の縮小を求める動きもあるが、甲状腺検査を縮小していくのか。

保健福祉部長

甲状腺検査については、「県民健康調査」検討委員会において、その評価やあり方などについて検討している。引き続き、委員会での助言等を踏まえながら、子供たちの健康を将来にわたって見守っていく観点に立ち、甲状腺検査を実施していく。

古市三久委員

甲状腺検査の同意確認書において、三巡目の一次検査の対象者に送付した同意書に不同意の確認欄を加えた。「県民健康調査」検討委員会でいろいろ議論になったようであるが、受けなくてもよいと言われるようなものとの指摘もあり、自主検診による事実上の検査縮小となることも予想される。第5回福島国際専門家会議において、国際専門家たちは「早期診断が必要」と、検査を継続すべきだと求めている。むしろ確認欄を加えるよりも受けない人に検査を受けるよう督促す

べきと思う。甲状腺検査の同意確認書において、不同意の確認欄は不要と思うが、どうか。

保健福祉部長

甲状腺検査の不同意の確認欄については、県民健康調査の中間取りまとめにおいて、検査を受けることにより利益のみならず不利益も発生し得ることを県民にわかりやすく説明した上で、受診者等の同意を得て実施すべきとされている。それを踏まえ、対象者の意思をより明確に示してもらうため、今年度から同意の確認欄と並べて設けることとした。

古市三久委員

県の考え方については理解するが、なるべく全員が検査を受けるようにすべきだと思うので、意見として述べておく。

甲状腺検査サポート事業については、がんと診断されて手術した方のうち、県が実施要綱に定めた医療機関以外で受診したため、事業の対象とならない方がいる。県民がそのような不利益をこうむることがあってはまずいと思う。対象外となる人数は多いわけではないので、サポート事業の対象者になるように、しっかりと支援してほしいと思うが、どうか。

保健福祉部長

甲状腺検査サポート事業については、甲状腺検査後においても、引き続き、精度の高い検査、治療を受けてもらうため、関連学会の専門医が勤務していることなどの要件を満たす二次検査実施医療機関、または当該医療機関から紹介のあった医療機関で受診した方を支援の対象としている。

古市三久委員

そのような決まりがわからずに受診した方もいるので、周知を徹底すること、また県民が県外へ行きいじめに遭うことも起きているので、そのようなことがないようしっかりと対策してほしい。

次に、放射線被曝による健康影響について聞く。国が平成25年度概算要求に盛り込んだ「福島におけるゲノム解析による放射線遺伝影響調査」について、その後の状況を聞く。

保健福祉部長

「福島におけるゲノム解析による放射線遺伝影響調査」については、環境省で予算要求したが、認められなかったと聞いてている。

古市三久委員

これはもう一度国に要求すべきだと思う。国がやらないのであれば、県が甲状腺がんの原因が放射能による影響などを調べて、それを知らせることが大事だと思う。県が調査研究をすべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

環境省がこの研究の実施を断念した経過から、ゲノム調査を行うことによって放射線被曝による健康影響を証明することは非常に難しいと現時点では考えている。

古市三久委員

ゲノムに限らず、因果関係を調べる研究をしてほしい。意見として述べる。

次に、T P Pについて聞く。T P Pはトランプ大統領の就任により破綻したと言われているが、F T A（米日自由貿易協定）の交渉も出てくるとされている。最近では、米政府が日本の自動車・農産物市場の開放を要求してW T Oに意見書

を出した。この中で非関税障壁について言及しており、非関税障壁の撤廃について求めてくるのは明らかだと思う。

TPP協定は、投資におけるローカルコンテンツ（現地調達）の要求を禁止しており、地方自治体の施策や地方経済に影響を及ぼすことが予想されるが、県の考えを聞く。

企画調整部長

TPPにおいて、ローカルコンテンツの要求がどのような場合に禁止されるのかについては、その詳細な内容や影響が国から明確に示されていないことから、今後の動きを見ながら、国に対して十分かつ丁寧な説明を求めていく。

古市三久委員

身体障がい者の相談体制について聞く。県は、身体障がい者が身近で相談できる体制の充実にどのように取り組むのか。

保健福祉部長

身体障がい者への相談体制については、市町村において、直接または相談支援事業者への委託により、情報提供や助言などを行われている。

県としては、身体障がい者に寄り添った対応がなされるよう市町村と積極的に意見交換を行うなど、今後とも、相談体制の充実に向けて取り組んでいく。

古市三久委員

いろいろ調べると法改正以降、県が市町村との意見交換や情報交換をうまくやっていなかったことが散見される。したがって、そのようなことにしっかりと取り組み、身体障がい者の相談体制が充実されるよう要望する。

次に、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の処遇の改善に取り組むべきと思うが、どうか。

こども未来局長

放課後児童支援員の処遇の改善については、一定の研修を受講した勤続5年以上の支援員について、賃金を加算する方針が国より示された。

このため、新年度から賃金の加算の要件となる放課後児童支援員の専門性を向上させる研修を新たに実施し、放課後児童支援員の処遇の改善に努めていく。

古市三久委員

障がい児を預かる放課後児童クラブについて、補助を拡充すべきと思うが、県の考えを聞く。

こども未来局長

障がい児を預かる放課後児童クラブへの補助については、障がい児の受け入れに必要な1名分の職員の費用を補助対象としてきており、5人以上の障がい児を受け入れる場合には、さらに職員1名分の加算措置を講じている。

新年度からは、加算の要件を3人以上の障がい児を受け入れる場合から緩和することにより、放課後児童クラブに対する補助を拡充していく。

古市三久委員

いわき四倉インターチェンジ周辺の道路環境について聞く。県は県道いわき浪江線の渋滞緩和に向け、どのように取り組んでいくのか。

土木部長

渋滞緩和を図るため、渋滞対策検討会での対応方針に基づき、時差通勤や自動車相乗り等の対策を実施してきた。

今後とも、作業員宿舎の移動や国道6号久ノ浜バイパス開通等の効果を検証しながら、交通管理者や復興事業者等と連携し、有効な対策に取り組んでいく。

古市三久委員

県管理道路の舗装の修理について、どのように取り組んでいくのか。

土木部長

舗装補修については、復旧・復興事業等に起因した大型車の交通量の増加により、特に、路面の損傷が著しい区間を集中的に実施してきた。

引き続き、日常のパトロールを強化し、適切な維持管理に努めながら、交通量の増加にも対応できるよう舗装の耐久性を向上させるなど、効果的な舗装補修を実施していく。

古市三久委員

土木行政について聞く。県は夏井川の河口閉塞対策に今後どのように取り組んでいくのか。

土木部長

夏井川の河口閉塞対策については、平成28年3月に河口部の堆砂を抑制するための波消しブロック設置工事が完了し、これまで堆砂の状況を定期的に観測してきた。

今後は、学識経験者から成る技術検討会を設置し、来年度までに工事の効果を検証しながら、必要な対策について検討していく。

古市三久委員

教育行政について聞く。教員の長時間労働については、よくわからないのが実態である。連合総研（公益財団法人連合総合生活開発研究所）が調査した教員の出退勤時刻と在校時間があり、小学校教諭の在校時間11時間33分、中学校教諭の在校時間は12時間12分である。

県教育委員会は、市町村立学校教員の在校時間の状況について、どのように把握しているか。

教育長

市町村立学校教員の在校時間については、服務監督権を持つ各市町村教育委員会がそれぞれの方法により把握しており、県教育委員会においては全体の状況を把握していない。

古市三久委員

勤務時間の把握が大事であるので、ぜひ今後いろいろ取り組んでほしい。要望である。

以上で質問を終わる。